

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 災害想定概要

ア 地震・津波

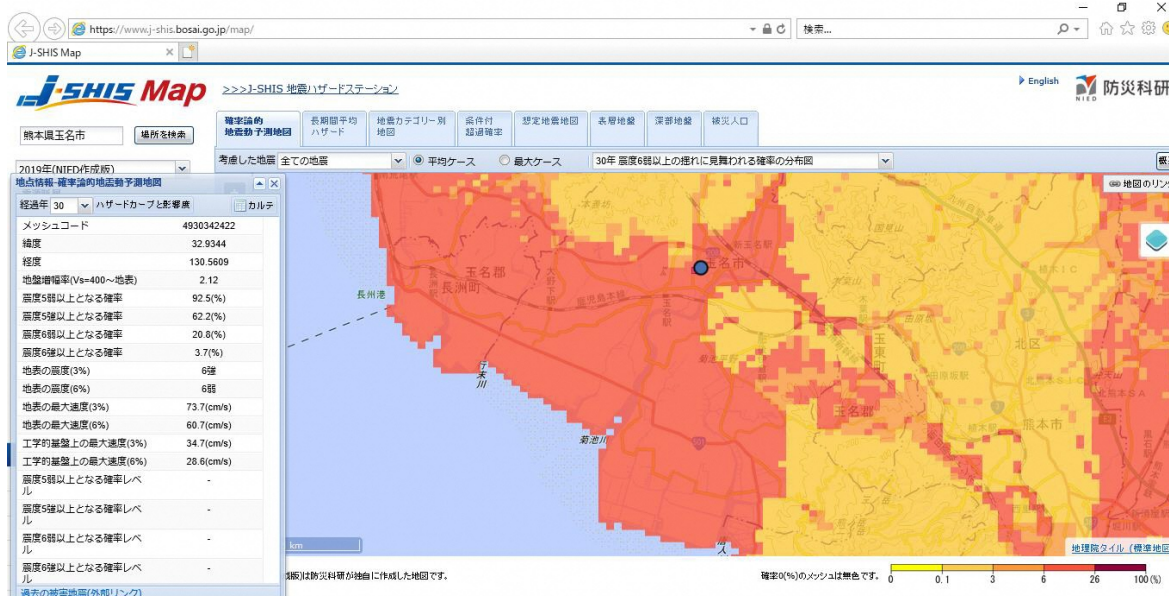
○熊本県内には、日本の主な活断層の中で今後30年の間に大規模地震が発生する可能性が高いグループに属している布田川・日奈久断層帯や、やや高いグループに属している人吉盆地南縁断層帯、雲仙断層帯を始め、多くの活断層が県内に分布している。

○本市に大きな影響を及ぼす主要活断層としては、「布田川・日奈久断層帯」、「雲仙断層帯」があり、これに加え「南海トラフ」についても、その想定される規模の大きさから本市への影響は多大であると想定される。

(J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で20.8%の確率で発生するとされている。

*津波のハザードマップでは当市大浜地区・滑石地区の一部が危険地域となっており、両地区とも小規模事業者が分散している。



地震ハザードステーション(J-SHIS)

URL:<http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>

イ 風水害等

○本市では、例年6月前半頃に梅雨入りし、7月後半ごろまでが梅雨の期間となり雨の日が続きやすくなる。

○川が増水する危険、崖が崩れてくる危険、落雷や竜巻の危険など警戒が必要な時期でもある。

○ゲリラ豪雨(局所的豪雨)のように短時間で川が増水するような大雨の場合もある。

○台風に関しては、台風が九州の西岸に接近して北上、又は西岸に上陸後九州を横断する場合に、暴風・大雨に特に注意が必要であり、有明海沿岸では高潮災害の可能性も高くなる。一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすくなる。

河川の水位情報

河川の水位が上昇して洪水のおそれがあるとき、避難情報を発令します。各避難情報は、各河川で定められた水位の基準に達するなどの状況から判断し、発令します。

水位の名称等	避難情報の種類	菊池川		境川		唐人川		繁根木川		木葉川	
		玉名	櫻島橋	南大門橋	唐人川	繁根木	岩崎	木葉	津留		
氾濫危険水位 氾濫が起こる可能性がある水位	避難指示(緊急)・避難勧告の目安	5.90	3.15	2.42	1.68	2.12	1.70	4.92	5.60		
避難判断水位 避難の目安になる水位	避難準備・高齢者等避難開始の目安	5.80	2.97	1.64	1.58	1.91	1.50	4.69	5.10		
氾濫注意水位 水防団が出動する目安になる水位	発表なし	4.40	2.97	1.64	1.58	1.91	1.40	3.87	4.40		
水防団待機水位 水防団が準備する目安になる水位	発表なし	3.50	1.69	1.12	1.31	0.94	1.00	2.67	3.50		
ふだんの水位											

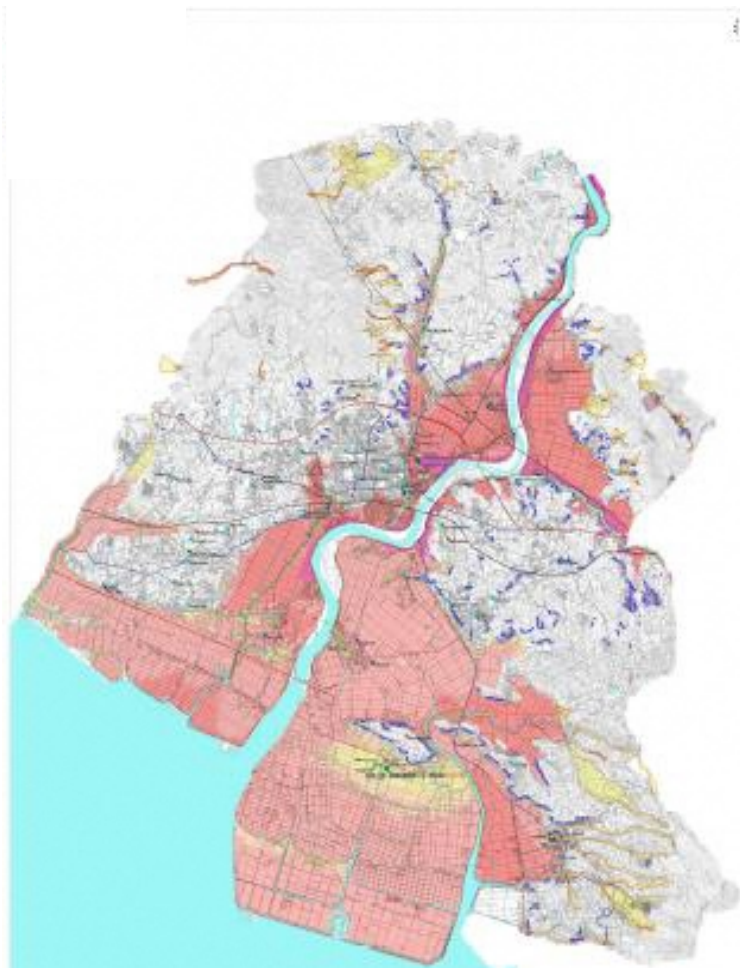
単位(m)

出典:「熊本県統合型防災情報システム」(<http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/>)、「川の防災情報」(<https://www.river.go.jp/>)

* 菊池川沿いには高瀬地区商店会、繁根木川沿いには繁根木商店会・リバーサイド商店会があり、小規模事業者が集中しており、最大で5mの浸水被害が予想されている。

洪水・土砂災害ハザードマップ

- 浸水深**
 - 0.5m未満
 - 0.5m~1.0m
 - 1.0m~3.0m
 - 3.0m~5.0m
 - 5.0m以上
- 家屋倒壊等氾濫区域**
 - 氾濫流
 - 河岸浸食
- 特別警戒区域等土石流**
 - 警戒区域
 - 特別警戒区域
- 急傾斜**
 - 警戒区域
 - 特別警戒
- 施設**
 - 指定緊急避難場所
 - 一次避難所
 - 二次以降の避難所
 - 警察関連施設
 - 消防関連施設
 - 災害時拠点病院
 - 水位観測所
 - 危機管理型水位計
 - 河川監視カメラ
 - アンダーパス



玉名市ハザードマップ(洪水・土砂災害)

[URL:http://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/102/16409.html](http://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/102/16409.html)

ウ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。現在世界的に蔓延している新型コロナウイルスについても同様である。

②過去に受けた地震被害等

ア 熊本地震

- 平成28年4月に起きた熊本地方を震源地とする「熊本地震(正式名:平成28年(2016年)熊本地震)」は、同月14日夜の前震に始まり同月16日未明には本震が発生、最大震度7を2度記録し、死者270名(平成31年2月13日時点)、住宅被害19万8千棟に上る甚大な被害をもたらした。
- 本市域では最大で震度6弱を記録し、本震発生後の16日午前11時時点での状況は、避難所20箇所避難者の数が3,125人であった。
- 本市においては、人命に関わるような被害は発生していないが、家屋の倒壊や屋根瓦の損傷等多くの被害が発生した。

*熊本地震に関する当市の被害状況(平成29年3月31日 現在)

◇人的被害 18名

◇建物被害(り災証明発行分)

- ・全壊 54棟(うち住家11棟)
- ・大規模半壊 37棟(うち住家12棟)
- ・半壊 155棟(うち住家83棟)
- ・一部半壊 1,664棟(うち住家1,548棟)
- ・事業所被害 219件

イ 風水害等

- 本市は、西に海、東に山地が位置する関係上、風に乗って海からの暖かく湿った空気が市域に入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい地形を有している。
- 本市の年間降水量は約1,650mmで、全国平均雨量(約1,700mm)と比べても、ほぼ同じくらいの降水量であるが、このうちの約4割近くが、梅雨時期に集中して降り、水害を引き起こしているのが現状である。

*令和2年7月豪雨に関する当市の被害状況(令和2年12月25日現在)

住宅被害

半壊8棟、一部損壊18棟

非住家被害

18棟

り災世帯26世帯、り災者数47名

(2)商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,590者
- ・小規模事業者数 1,179者

【内訳】 令和元年12月31日現在

	建設業	製造業	卸売・小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	128	101	527	251 内宿泊業 13	212	371	1,590
構成比	8%	6%	33%	16%	13%	23%	
小規模事業者数	119	75	361	151 内宿泊業 11	180	293	1,179
構成比	10%	6%	31%	13%	15%	25%	

卸売・小売業、飲食・宿泊業、サービス業・・・中心市街地に集中している。
建設業、製造業・・・・・・・・・・・・・・・・・・当市には工業団地等は無く、市内に広く点在している

(3) これまでの取組

①玉名市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

②当所の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策やセミナーの周知
当所会報・HP 等で周知するとともに、必要に応じて巡回・窓口指導時に関係資料を配布してきた。
- ・防災訓練の実施
- ・日本商工会議所・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
日本商工会議所の各 PL 保険制度、情報漏洩賠償責任保険制度、業務災害補償プラン、休業補償プランについて各損害保険会社と連携し加入推進を行っている。
また、熊本県火災共済協同組合と連携し、小規模事業者へ火災・地震保険への加入促進を行っている。
- ・防災備品の備蓄

II 課題

現状では、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者における BCP 策定の必要性に関する認識がまだまだ低いのが現状である。

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、リスクマネジメントの手法(影響軽減策や保険等)の普及を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

独自の取組目標(セミナーの開催回数、事業継続計画(BCP)策定件数)

★意欲的で必要性の高い事業者に対してセミナーを開催し、BCP策定支援を行う。また、策定後はフォローアップを実施する。

	現行	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
①セミナー開催件数	-	1回	2回	2回	2回	2回
②BCPプラン策定数	-	3件	5件	6件	7件	8件

- その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- 当所、当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- 本計画を基に役割分担、体制を整理し、自然災害等発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当所自身の事業継続計画の作成

- ・近年、大規模自然災害が多発するなかで当所は令和 2 年度に事業継続計画を作成(別添)。今後 2 年サイクルで計画更新を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ日本商工会議所推奨の東京海上日動火災保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・定期的(年 3 回)に連携会議(当所、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当所は市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、当市との連絡ルートの確認等を行う。

(2. 発災後の対策)

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。

携帯電話や SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所、当市とで共有する。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい、換気等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合に、当市または当所の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れている」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急相談窓口の設置・相談業務 ○被害調査・経営課題の把握 ○復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れている」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急相談窓口の設置・相談業務 ○被害調査・経営課題の把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の経営支援の範囲内での調査業務

☆なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

○被害情報の共有間隔

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回(午前・午後)共有する
1週間～2週間	1日に1回(午後)
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

○感染症対策

- ・当市の感染症対策本部の対策を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

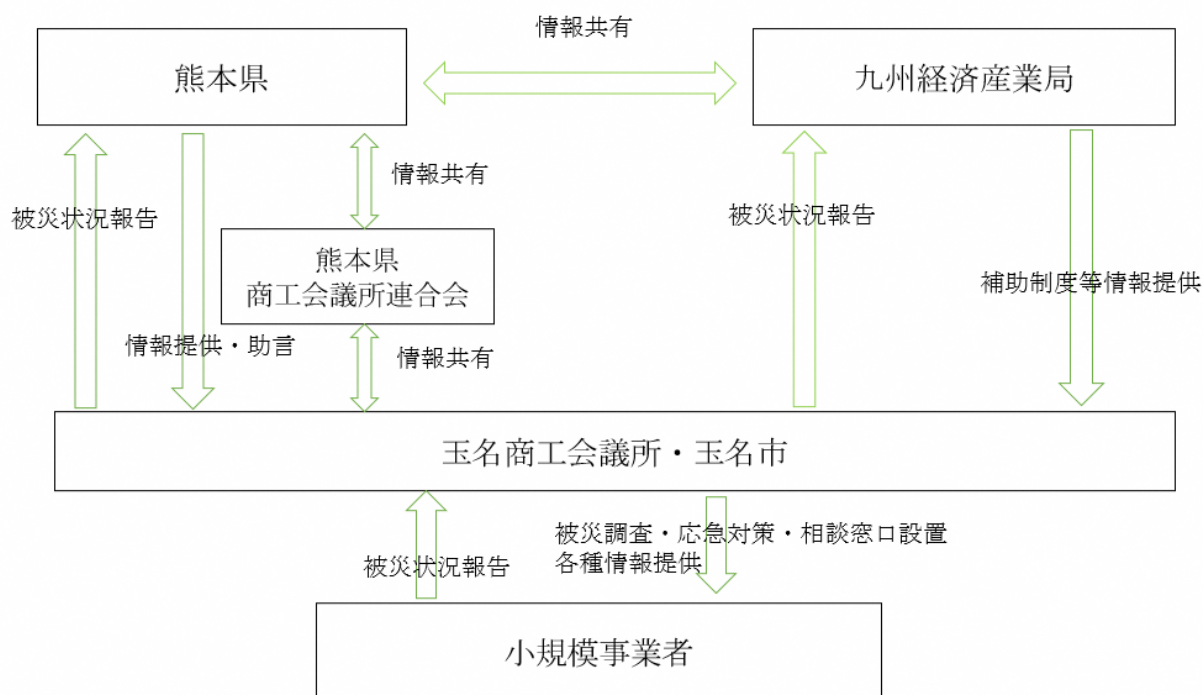
〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
* 当所(専務理事)と当市(産業経済部長、商工政策課長)が当市災害対策本部の指示に従いながら、活動指針を決定する。
- ・当所と当市は、被害状況の確認方法や被害額(金額、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、熊本県商工振興金融課あてにメールまたは電話にて当所または当市より報告する。

- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当所または当市から熊本県に報告する。

○指揮命令系統・連絡体制

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被災情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・当所は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。(当所は、国からの依頼を受けた場合も、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

時間経過	被害調査の内容	確認方法
発災直後～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者等) 大まかな被害の確認調査	役員・議員・職員を対象に電話 (固定・携帯)または SNS 等 役員・議員・職員・各商店会長 や被災区域の事業者を中心に 電話(固定・携帯)または SNS 等
安全確認後～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、 風評等)	管内小規模事業者を対象に巡回 訪問による聞き取り

安全確認後～14 日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り等) 間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
--------------	---	------------------------------

- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市の施策)について地区内小規模事業者へ周知する。(会報・ホームページ・説明会等)
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当所・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)についても、国の機関や熊本県等を通じて当所・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。
(上述の相談窓口、会報、ホームページ等を活用する)
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

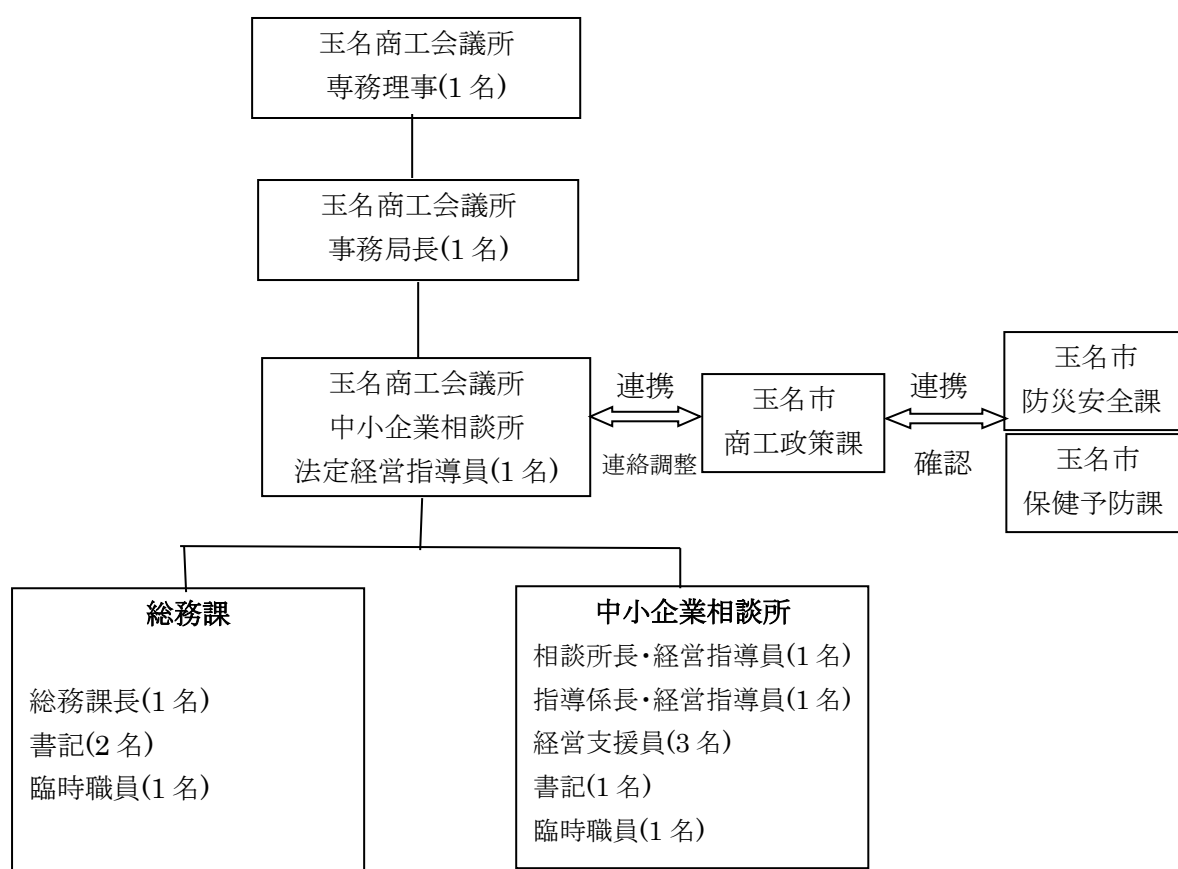
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 森木 奈央(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗状況、見直し等フォローアップ(年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

玉名商工会議所 中小企業相談所

〒865-0025

熊本県玉名市高瀬 290-1 TEL:0968-72-3106 FAX:0968-72-3110

E-mail:tamana@tamana-cci.or.jp

②関係市町村

玉名市 産業経済部 商工政策課

〒865-0025

熊本県玉名市高瀬 290-1 玉名商工会館 2F

TEL:0968-71-2065 FAX:0968-73-2220

E-mail shoko@city.tamana.lg.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	400	500	500	500
・セミナー開催費	100	200	300	300	300
・チラシ作成費	100	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、玉名市補助金、熊本県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
特に該当なし	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	